

生活保護費返還督促処分に係る審査請求に関する諮問について

別紙のとおり、生活保護費の返還に係る督促処分についての審査請求があったので、この審査請求を棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定に基づき諮問する。

令和3年（2021年）2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

別紙

1 審査請求人の住所及び氏名

2 処分庁

町田市長 石阪 丈一

3 審査請求年月日

2019年7月18日

4 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

町田市長（以下「処分庁」という。）が、2019年6月26日付けで審査請求人に対して行った各督促処分（生活保護法第63条による返還金に係る督促処分、2018年12月1日過年度戻入による返還金に係る督促処分、2019年1月1日過年度戻入による返還金に係る督促処分。以下「本件各督促処分」という。）について、審査請求人がその取消しを求めるもの。

(2) 審査請求の理由

督促状の生活保護法第63条による返還金（支給済保護費返還決定処分）と過年度戻入金による返還金（保護変更決定処分）については、東京都知事に審査請求をしており、督促状自体が違法、不当であるため、本件各督促処分の取消しを求める。

5 認定事実

(1) 2019年1月9日、処分庁は、2018年12月分の保護費について、年金・

手当等の収入認定及び老齢厚生年金、企業年金の分割認定を理由として、保護変更決定処分を行い、審査請求人に対し、保護変更決定通知書及び2018年12月1日戻入金に係る納入通知書（納期限：2019年2月8日）を送付した。

(2) また、2019年1月9日、処分庁は、2019年1月分の保護費について、過払金収入の認定等を理由として、保護変更決定処分を行い、審査請求人に対し、保護変更決定通知書及び2019年1月1日戻入金に係る納入通知書（納期限：2019年2月8日）を送付した。

(3) 2019年1月17日、処分庁は、2008年10月分から2018年5月分までの企業年金及び2013年8月から2018年9月までの老齢基礎厚生年金を受給したことにより、生活保護費の一部に過払いが生じたことを理由として、生活保護法第63条に基づく支給済保護費の返還決定処分を行い、審査請求人に支給済保護費返還決定通知及び納入通知書（納期限：2019年2月15日）を送付した。

(4) 2019年3月29日、審査請求人は、上記第5（1）から（3）までの各処分について、東京都知事に対し審査請求を提起した。

(5) 2019年6月26日、処分庁は、上記第5（1）から（3）までの各処分による戻入金及び返還金について、各納期限までに納付がなかったため、同年7月8日までの期間を設け、審査請求人に対し督促状を送付して本件各督促処分を行った。

(6) 2019年7月18日、審査請求人は、本件各督促処分について審査請求を提起した。

6 審査請求に対する見解

(1) 審査請求人は、第5（3）で認定した生活保護法第63条による支給済保護費返還決定処分並びに第5（1）及び（2）で認定した各保護変更決定処分について、東京都知事に審査請求をしているにも関わらず、処分庁が本件各督促処分を

することが違法、不当であるとして本件各督促処分の取消しを求めている。しかし、行政不服審査法第25条第1項に定められているとおり、審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げるものではなく、当該審査請求をした事実は、上記支給済保護費返還決定処分及び各保護変更決定処分の効力等を妨げるものではなく、本件各督促処分の取消しを求める理由とはなりえない。

そして、処分庁は、審査請求人から納期限までに当該返還金の納付がなかったため、地方自治法第231条の3第1項に基づき、書面により2019年6月26日付けで同年7月8日までの12日間の期限を指定して督促状を送付しており、本件各督促処分は、適法かつ適正である。

(2) したがって、本件各督促処分は適法であり、そのほかにも本件各督促処分が取り消されるべき違法、不当な点はない。

7 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。